

知財総合支援窓口運營業務企画提案公募要領に関する補足説明について

公募要領 4 頁

4. 3. 2. 複数事業者による応募

○コンソーシアムが法人格を有していない場合の全省庁統一資格について

全省庁統一資格は、情報・研修館と契約する代表法人が当該資格を有していれば問題ありません。

○代表法人と構成者との間の契約について

代表法人と構成者間の契約関係、取決の内容について、情報・研修館は関与いたしません。企画提案書のご提出時に様式 6、請負契約締結までに規約等をご提出いただくこととしています（別添 2 参照）。

公募要領 6 頁

4. 8. 2. 都道府県毎の事業規模（予算上限）

○消費税率の扱いについて

別添 4 で示している平成 28 年度及び平成 29 年度の予算上限額は、消費税 8 % の税込額です。企画提案書のご提出に際しては、消費税額 8 % を計上してください。

なお、契約書では、消費税率に変更が生じた場合は、消費税額を再計算する旨記載する予定です（契約書（案）1 頁目、契約金額のなお書き参照）。

○上限額の考え方について

別添 4 は、あくまで上限額であり、ご提案内容にかかる経費が上限額の範囲内で必要な金額を積算の上、提出ください。また、下限額もありません。

公募要領 9 頁

5. 3. 1. (1) ①必須事項 ハ普及啓発等の業務担当者の配置

○兼職について

事業責任者や、任意で確保できる相談対応者（10 頁②イ参照）、業務担当者（同②ロ参照）等、ご提案の人員体制の中で兼職を妨げません。

また、2 つめの「・」に記載する『上記「(2) ①相談対応者」』は『「(1) ②相談対応者」』の誤記です。

○業務分掌、企業への個別訪問について

当該者は、事業責任者を補佐して、窓口にかかる普及啓発、周知に関する業務を行う者としています。必須項目として 1 名置くこととしていますが、上記のとおり、他

の担当との兼職を妨げません。また、複数名で分担することも妨げません。

さらに、知的財産活動に取り組む中小企業等の発掘のための個別訪問（公募要領 15 頁 iv）に関しては、任意のご提案として、例えば嘱託・委嘱等によって、謝金で個別訪問を行う体制とする（平成 27 年度事業における知的財産アドバイザー）ことも可能です。

公募要領 10 頁

5. 3. 1. (1) ②任意事項 二配置専門家の配置回数の増等

○任意で、弁理士であれば月 4 回を越えて、弁護士であれば月 1 回を越えて配置する場合の取扱い

必須項目として求める回数を超えて専門家を配置する場合は、常設窓口に限らず臨時窓口にも配置でき、かつ、配置する専門家の人選についても、情報・研修館から提示する専門家以外の弁理士、弁護士についても任意で配置できる運用とする予定です。

公募要領 12 頁

5. 3. 1. (3) ①必須事項 ロ、ハ、ニ

○情報・研修館が貸与する PC、請負者が用意する PC・インターネット回線について

平成 28 年度以降、情報セキュリティ確保の観点から、下記表のとおり、請負事業者にインターネット回線を 2 回線ご用意頂き、窓口運営に係るメール等の通常業務と機密性の高い情報が蓄積された窓口管理システム（イントラ）を使用する業務について、インターネット回線、PC を分離して運用する予定です。

	インターネット回線 公募要領12頁 ハ i) (運用開始時期 28年4月～)	インターネット回線 公募要領12頁 ハ ii) (運用開始時期 28年6月～)
	【通常業務用PC】	【窓口管理システム（イントラ）用PC】
事業責任者 5. 3. 1. (1) ①イ	INPITからPCを貸与	INPITからPCを貸与
相談対応者 5. 3. 1. (1) ②イ	請負者がPCを用意	INPITからPCを貸与
普及啓発等の業務担当者 5. 3. 1. (1) ①ハ	請負者がPCを用意	
業務担当者 5. 3. 1. (1) ②ロ	請負者がPCを用意	
事務補助者 5. 3. 1. (1) ①ニ, ②ハ	請負者がPCを用意	
窓口支援担当者 (情報・研修館から2名配置)	請負者がPCを用意	INPITからPCを貸与

事業責任者の窓口の通常業務用 PC 及び窓口管理システム用 PC、相談対応者及び窓口

支援担当者の窓口管理システム用PCは、情報・研修館から貸与します。

事業責任者を除き、情報・研修館が配置する窓口支援担当者2名分も含めご提案頂く人員体制に応じて、窓口の通常業務用PCを請負事業者にご用意頂くこととしております。

なお、窓口管理システムに使用するPCの貸与は、平成28年6月1日より順次配布することを想定していますので、それまでに、インターネット回線ii)をご用意頂くこととしています。

詳細につきましては、改めて後日、情報を提供させて頂く予定です。

公募要領（別紙4）

派遣専門家について

○派遣専門家の謝金・旅費について

平成27年度まで、各窓口で委嘱・派遣していた地域で活動する弁理士・弁護士等の専門家を派遣するための予算は、別途、窓口機能強化事業に集約するため、経費の計上は不要です。

派遣のスキームについては、迅速性・柔軟性が損なわれないように体制を構築していきます。後日、詳細をご連絡いたします。

公募要領（別添5）

相談対応者の旅費について

○「訪問支援にかかる旅費は計上しない」の趣旨

相談対応者の業務として訪問支援できない、との趣旨ではありません。窓口利用者の要望により、本事業で任意で採用する相談対応者が訪問支援するケースも発生することは十分考えられます。

契約書に添付する見積等においては、他業務で必要と見込まれる旅費も含めて契約額総額の範囲内で対応頂く、という運用になります。

なお、臨時窓口等外部窓口に赴くための旅費は計上できます。

上記のほか、お寄せ頂いた質問について、企画提案書・見積書作成の観点から公表が必要と判断される項目については、後日、回答をホームページに掲載いたします。

平成27年12月28日

工業所有権情報・研修館 地域支援部